

## 肥育牛補填金交付契約書（個人用）

公益社団法人 熊本県畜産協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、公益社団法人熊本県畜産協会肉用牛肥育経営安定制度業務方法書（平成30年12月28日、公益社団法人熊本県畜産協会制定、以下「業務方法書」という。）に従い、肥育牛補填金の交付について次のとおり契約する。

（契約肥育牛）

第1条 本契約の対象となる肥育牛は、乙が専ら肉量の増加を目的として飼養しているものであって、肥育の開始日から第4条に定める個体登録台帳に記載される日まで熊本県の区域内で肥育されている牛とし、業務対象年間の期間内に第4条第1項により個体登録台帳に記載された牛（以下「契約肥育牛」という。）とする。

（補填金交付対象肥育牛）

第2条 この契約に基づき肥育牛補填金の交付対象となる肥育牛（以下「補填金交付対象肥育牛」という。）は、契約肥育牛であって、かつ、業務方法書第5条第4号ア、イ及びウを除き、業務方法書第9条第1項の各号の全ての要件を満たすものとする。

- 業務方法書第5条第4号のア及びウの場合の補填金交付対象肥育牛は、甲が別に定めるものとする。
- 早期肥育の場合の補填金交付対象肥育牛は、業務方法書第9条第3項の各号の全ての要件を満たすものとする。
- 一産取り肥育の場合の補填金交付対象肥育牛は、業務方法書第9条第4項の各号の全ての要件を満たすものとする。

（個体登録の申込み）

第3条 乙は、肥育牛であって満6か月齢以上のものは全頭について、業務方法書第11条第1項のアからウまでの区分に応じて、それぞれ該当区分に定める期間内に、甲が別に定める個体登録申込書に当該肉用牛が乙の所有に属することを証する書類を添えて甲あてに提出するものとする。ただし、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「交付金交付要綱」という。）に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に提出する肉用牛個体登録申込書をもってこれに代えることができる。

2 乙は、毎年度、2月の末日までに次年度に前項に掲げる個体登録申込書の提出を行う予定の肉用牛の頭数を甲が別に定める個体登録予定頭数報告書により甲に届け出るものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録申込予定頭数報告書をもってこれに代えることができる。

（個体確認）

第4条 甲は、乙から個体登録申込書の提出を受けた場合は、当該申込書に記載された肉用牛について、業務方法書第11条第2項のア及びイに掲げる要件を満たしていること、導入方法及び肥育開始日を確認するものとする。

（個体登録）

第5条 甲は、前条により確認した牛に係る申込み内容について、業務方法書第12条第1項のア又はイの区分に応じて、それぞれ当該区分に定める期間内に甲が備える個体登録台帳に登録するものとする。

- 甲は、前項の個体登録を行った場合は、乙にその内容を通知するものとする。
- 乙は、個体登録の内容の通知を受けた場合は、その内容を確認し、疑義がある場合には、速やかに甲に申し出るものとする。
- 乙は、個体登録の内容の通知を受けた後に、牛個体識別全国データベースの変更に伴い、その記載内容に変更が生じた場合は、速やかに甲が別に定める個体登録内容変更届書を甲に提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録内容変更届出書をもってこれに代えることができる。

（生産者積立金の納付）

第6条 乙は、第5条による個体登録台帳への登録が行われたときは、業務方法書の別表1に掲げる契約肥育牛の品種区分及び品種ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに、契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の額に契約肥育牛の頭数を乗じて得た金額から、当該頭数に応じた業務方法書第18条第1項に定めるその他負担金を除いた金額を、

- 甲に納付するものとする。
- 乙が業務方法書第5条第4号ア又はウに該当する場合には、前項によらず納付期限は甲が別に定めるものとする。
- 生産者負担金を納付する前に、第9条により販売したことが甲によって確認された契約肥育牛の生産者負担金の納付期限は、当該契約肥育牛を販売した日が属する月の翌々月の10日とする。この場合における当該契約肥育牛に適用される契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の額は、当該契約肥育牛を販売した日が属する月の末日において、当該契約肥育牛に適用される額とする。
- 前業務対象年間終了後に業務方法書第21条第5項による返還の対象となった契約肥育牛については、甲が別に定める期限までに改めて生産者負担金を納付しなければならない。この場合における契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の額は、業務対象年間の開始の日が属する月の末日において当該契約肥育牛に適用される金額とする。

（生産者負担金の相殺の禁止）

第7条 乙は、甲に納付すべき生産者負担金について、相殺をもって甲に対抗することはできない。

（生産者負担金の返戻）

第8条 生産者負担金は、業務方法書第21条第5項及び第6項の場合を除き、乙に対し、これを返戻しないものとする。

（手数料の納付）

第9条 乙は、生産者負担金とは別に、本契約の締結及び履行を行うのに必要な甲の経費の一部として、甲が別に定めるところにより手数料を納付するものとする。

（販売の通知及び確認）

- 第10条 乙は、契約肥育牛を販売したとき（枝肉を全て廃棄した場合又は販売価格が0円であった場合を除く。）には、甲が別に定める販売確認申出書兼補填金交付申請書に当該契約肥育牛を販売したことを証する書類を添えて、当該契約肥育牛を販売した日の属する月の翌月15日までに甲に提出することにより、当該契約肥育牛を販売した事実を通知するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛販売確認申出書をもってこれに代えることができる。
- 甲は、前項により提出された書類及び牛個体識別全国データベースに基づき、前項により申出を受けた牛については、契約肥育牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。また、必要に応じて実地調査その他の手段により確認を行うものとする。

（死亡等の届出）

- 第11条 乙は、第5条に基づき個体登録された契約肥育牛について、死亡、盗難その他の事由（動産執行による売却及び担保権の実行を含み、第10条第1項に定める販売を除く。）により、乙が飼養しなくなった場合には、速やかに甲が別に定める異動報告書により甲に届け出るものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録削除申出書をもってこれに代えることができる（以下、本条において同じ。）。
- 乙は、第5条に基づき個体登録された契約肥育牛について、一産取り肥育を除き、出産又は搾乳の用に供した場合には、速やかに前項の異動報告書により甲に届け出るものとする。
  - 乙は、第5条に基づき個体登録された契約肥育牛について、機構が実施する肉用牛経営安定対策補完事業のうち、中核的担い手育成増頭推進の肉専用種繁殖雌牛台帳に記載された場合又は遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保及び優良繁殖雌牛導入支援により、奨励金の交付を受けた場合（同奨励金の交付を受けた後に乙に対し譲渡されていた場合を含む）には、速やかに第1項の異動報告書により甲に届け出るものとする。

（肥育牛補填金の交付）

- 第12条 甲は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第3条第2項の交付金の額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額）を肥育牛補填金として乙に交付するものとする。
- 甲は、前項により肥育牛補填金を交付する場合には、乙（肥育牛補填金の交付を受ける者に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。
  - 肥育安定基金の残高が不足する場合又は不足することが見込まれる場合であって、同一業務対象年間に不足の解消が

見込まれる場合にあつては、甲は、乙に対して交付する肥育牛補填金の一部又は全部を業務対象期間内において繰り延べることができるものとする。この場合、繰り延べを行う事実及び繰り延べた肥育牛補填金の交付見込み時期を乙に通知するものとする。

(肥育牛補填金の不交付又は返還)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し、肥育牛補填金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した肥育牛補填金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 肥育牛補填金交付契約申込書、第3条の個体登録申込書及び第10条の販売確認申出書兼補填金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 乙が業務方法書第5条の要件に合致しないことが明らかになったとき。
- (3) 特段の事情なく、第6条に定める期日までに、乙が納付すべき生産者負担金の納付がなかったとき。
- (4) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (5) 本契約締結後において、譲渡又は動産執行による売却若しくは担保権の実行により、乙の肥育する牛が第2条に定める補填金交付対象肥育牛の要件を満たさなくなったとき(第10条第1項の販売による場合は除く。)
- (6) 出産又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、特段の事情なく、第11条第2項の肥育牛異動報告書の提出を怠ったとき。
- (7) その他、乙が本契約に定める義務に反したとき又は虚偽の報告を行っていたことが明らかになったとき

(報告の徴収等)

第14条 この契約に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、肥育牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、本契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡若しくは質入れ等の担保権の設定、その他一切の処分をしてはならない。

(個人情報の管理)

第16条 乙は、甲及び事務委託先(業務方法書第24条に基づき甲が事務を委託した者をいう。以下同じ。)及び機構が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために乙の氏名、電話番号、住所、契約番号、口座番号、個体登録状況及び肥育牛補填金の交付状況等の情報を共同利用すること、並びに、枝肉販売データを標準的販売価格の算出に共同利用することを同意する。

2 乙は、甲及び事務委託先並びに機構が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る乙の情報を取得し、加工し又は第三者へ提供するなどの取扱いをすることを同意する。

(交付契約の解除)

第17条 甲は、乙が業務方法書第5条の要件を満たさなくなったとき又は乙から契約解除の申出があつた場合には、本契約を解除するものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら通告又は催告をすることなく乙に対して本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 肥育牛補填金交付契約申込書、第3条第1項の個体登録申込書及び第10条第1項の販売確認申出書兼補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
  - (2) 故意又は重大なる過失により肥育牛の全部又は一部について第3条第1項に基づく申込みをしなかったとき。
  - (3) 特段の事情なく、第6条に定める期日までに乙が納付すべき生産者負担金の納付がなかったとき。
  - (4) 第14条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

- (5) 出産又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、特段の事情なく、第11条第2項の肥育牛異動報告書の提出を怠ったとき。
  - (6) その他、乙が本契約に定める義務に反したとき及び虚偽の報告を行っていたことが明らかになったとき。
- 3 乙は、本契約の解除を申し出る場合には、甲が別に定める交付契約解除申出書を甲に提出するものとする。

(契約内容の変更)

第18条 契約の締結後において、業務方法書に変更があつた場合には、甲は乙に対してあらかじめ通知の上、業務方法書の変更の範囲内において契約の内容を変更することができるものとする。

(契約の期間)

第19条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(その他)

第20条 この契約に定めなき事項については、業務方法書に定めるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所の合意)

第21条 この契約に関する法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の契約の証として契約書二通を作成し、甲乙各一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	住所 名称 代表者	印
乙	住所 氏名	印